

Q & A

農薬散布者用防護服

Q1 農薬散布者が着用する防護服があると聞きました。どのような防護服が使用できるのでしょうか。

A1 従来、レインウェア（雨衣）が主に使用されてきていますが、ばく露する農薬に対する防護性は、評価されているとは限りません。農薬へのばく露に対する防護服の規格としては、JIS T 8126「液状農薬散布者が使用する防護服の性能要求事項」があります。

JIS T 8126は防護性能を3つのレベル（分類）に分けており、それぞれに防護服素材、防護服縫合部及び防護服完成品の農薬に対する耐浸透性・耐透過性を含む試験方法と必要な性能要求が定められています。各レベルの想定される作業例としては、レベル1防護服はキャビン付きのブームスプレーヤーでの散布作業といった汚染リスクの低い作業等、レベル2防護服は動力噴霧機での散布作業といった防水材料の使用を必要とするほどの汚染リスクの高くない作業等、レベル3防護服はキャビン無しスピードスプレーヤーでの散布作業といった汚染リスクが高く、農薬の浸透・透過を防ぐ防水材料の使用が必要となる作業等があります。なお、実際の散布作業でどの防護服が使用できるかについてはリスクアセスメントの実施が必須です。

また、「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）」において、農薬製造者/輸入者が農薬に表示すべき「不浸透性防除衣」は、「JIS T 8115（化学防護服）に適合した防除衣が望ましい」と記載がありますが、リスクアセスメントを実施し、耐浸透性/耐透過性を確認した上で、どの化学防護服を使用するかを検討することが必要です。

なお、この「不浸透性防除衣」については、JIS T 8115適合品に加えて、JIS T 8126適合品も対象とするよう、上記通知を改正する案が第24回農業資材審議会農薬分科会（令和3年3月24日開催）にて了承されました。パブリックコメント等の手続きを経て改正される予定となっています。

（一般社団法人日本防護服協議会）